

○ 農林水産委員会

内閣提出法律案（九件）

										番号	
										件名	
										提出	
										月日	
										送付又は（衆）へ 月日	
								本院に受領		付委員会	
								議委員会		参議院	
								議員決会		議本會	
								議決議		議衆院	
								付委員会		衆議院	
								議委員決会		議本會	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	
								議議院		議衆院	

番号	件名	提出者	予備送	本院へ
30	29	28		
農民組合法案	総合食糧管理法案	農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案		
外安井吉典 (五、九名君)	外安井吉典 (五、九名君)	外安井吉典 (五、九名君)	(月日)	
五、四	五、四	五、五、四	付月日	
			提出月日	本院へ
(予) 五、四	(予) 五、四	(予) 五、五、四	付委員会	参議院
			議委員会	議院
			本会議	院
五、四	五、四	五、五、四	付委員会	衆議院
継続審査	継続審査	継続審査	議委員会	
			本会議	
			決議	
				備考

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出月日	本院に受領
65	土地改良法の一部を改正する法律案	農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案	64
四、三	受領	五九、四、三	五九、四、三
(予)	(予)	五九、四二五	付委員会
可決	可決	五九、七、三	議委員決会
可決	可決	五九、七、六	議本会議
四、三		五九、四、八	付委員会
可決	可決	五九、五、五	議委員決会
可決	可決	五九、五、七	議本会議

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案（闇法第二六号）（衆議院送付）

五九、二、二七 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年間延長するとともに、機能が低下している保安林について所期の機能の回復を図るための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、農林水産大臣は、保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を特定保安林として指定することができる」ととする。
- 二、都道府県知事は、特定保安林が指定されたときは、地域森林計画を変更し、その区域内の特に整備を必要とする森林を要整備森林として定め、実施すべき造林等の施

業の方法及び時期等を定めなければならないこととする。

三、都道府県知事は、森林法の規定に基づき、要整備森林について地域森林計画に従つて施業すべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないときは、その者に対し、都道府県知事の指定する者と要整備森林又はその立木についての権利の移転又は設定につき協議すべき旨を勧告することができることとする。

四、要整備森林について地域森林計画に定める施業の方法等に従つて実施される立木の伐採については、森林法の規定による個別の伐採の許可は要しないこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、林野関係三案の主な内容について申し上げます。保安林整備臨時措置法改正案は、最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年間延長するとともに、機能が低下している保安林について所期の機能の回復を図るための措置を講じようとするものであります。

国有林野法改正案は、最近における森林をめぐる諸情勢の変化及び国有林野事業の状況にかんがみ、国民の参加による国有林野の整備の促進を図るために、国有林野に分収育林制度を導入しようとするものであります。

国有林野事業改善特別措置法改正案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、昭和五十九年度以降十年間を新たな改善期間とし、改めて改善計画を策定するとともに、職員の退職手当の財源の借入れ等の措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、三案を一括して議題とし、参考人の出席を求めて審査を行いました。

質疑の主な内容は、改善計画変更の理由、改善目標達成の見通し、国有林野事業に対する財政措置のあり方、組織機構の簡素化と地域サービスとの関係、森林資源の現況と整備の目標、要整備森林の性格、特定保安林指定の基準内容、分収育林制度導入の理由、森林施業計画の認定状況、費用負担者の保護等についてであります。その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、日本社会党村沢理事より、国有林野事業改善特別措置法改正案に対して修正案が提案

されました。

続いて、討論に入り、日本社会党上野委員から、修正案に賛成、原案に反対、保安林整備臨時措置法改正案及び国有林野法改正案に賛成、自由民主党・自由国民会議川原理委員から、修正案に反対、三法律案に賛成、日本共産党下田委員から、国有林野法改正案及び国有林野事業改善特別措置法改正案に反対の討論がなされました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、保安林整備臨時措置法改正案は全会一致をもつて、国有林野法改正案及び国有林野事業改善特別措置法改正案は多数をもつて、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもつて行いました。

次に、農業水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置法改正案の主な内容について申し上げます。

本法律案は、最近における農林水産業の動向、本法制定以来の物価の上昇等にかんがみ、国が災害復旧事業費の一部を補助する農林水産業施設として沿岸漁場整備開発施設を追加するとともに、災害復旧事業費補助の対象とする一

力所の工事の費用の最低額を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の主な内容は、採択限度額の引き上げに伴う非補助災害復旧事業対策、沿岸漁場整備開発施設を補助対象としたことの理由、その後の取り扱い、農林水産業における防災事業の推進方策、災害関連事業の拡充策等についてですが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党下田委員から修正案が提出されました。

続いて、討論に入り、下田委員から原案に反対の討論がなされました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。
以上、御報告いたします。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（閣法
第二七号）（衆議院送付）

五九、二、二七 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、昭和五十九年度以降十年間を新たな改善期間とし、あらためて改善計画を策定するとともに、職員の退職手当の財源の借り入れ等の措置を定めようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、現在、昭和五十三年度以降十年間に亘つては、この間を、昭和五十九年度以降十年間に改め、この間にについて新たな改善計画を定めることとする。

二、新たな改善期間における新たな財政措置として、今後急増することが見込まれる退職手当の財源に充てるため、借入金をすることとする。

三、二の借入金については、その利子の財源に充てるため、

改善期間において、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰入金をすることができることとする。

四、政府は、改善期間において、二の借入金に係る資金の貸付けについて、資金事情の許す限り、特別の配慮をするものとする。

委員長報告

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長

報告参照

国有林野法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）（衆議院送付）

五九、二、二七 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近における森林をめぐる諸情勢の変化及

び国有林野事業の状況にかんがみ、国民の参加による国有林野の整備の促進を図るため、国有林野に分収育林制度を導入しようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、分収育林契約の締結

農林水産大臣は、国有林野について、樹木の共有持分の対価及び育林費用につき國以外の者に負担を求め、伐採時における収益を国とその費用負担者が分収することを内容とする分収育林契約を締結することができる」ととする。

二、分収育林契約の内容

分収育林契約においては、契約の目的たる国有林野の所在、対象とする樹木の態様、契約の存続期間、費用負担者の持分の割合、費用負担者が支払うべき額、育林の方法、伐採の時期等を定めなければならないこととする。

三、収益の分収

分収育林契約の目的たる樹木からの収益は、分収育林契約に定められた当該樹木に係る持分の割合により、国と費用負担者が分収することとする。

四、民法の特例

分収育林契約の安定性を確保するため、その契約の対象となつてゐる樹木については、民法第二百五十六条の共有物の分割請求の規定の適用を除外することとする。

五、分収育林契約の存続期間

分収育林契約の存続期間は、当該契約の対象となる樹種の伐期等を考慮して六十年を超えることができないこととする。

六、分収育林契約の解除

農林水産大臣は、国又は公共団体において分収育林契約の対象である国有林野を公共の用に供する必要が生じたときは、分収育林契約を解除することができる」ととする。

委員長報告

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三三三号）（衆議院送付）

五九、二、二九 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近の農林水産業の動向、法律制定以来の物価の上昇等により、本法の災害復旧制度が実態に一部そぐわなくなつてきてることにかんがみ、災害復旧制度の改善と運営の合理化を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国が災害復旧事業費の一部を補助する農林水産業施設に、沿岸漁場整備開発施設を追加するとともに、共同利用施設の所有主体として営利を目的としない法人を追加する。

二、災害復旧事業の対象とする工事の費用の最低額を、一箇所当たり十万円から三十万円に引き上げる。

三、災害にかかつた箇所が連続している場合において、一箇所の工事とみなすことができる間隔を、五十メートル以内から百メートル以内に拡大する。

委員長報告

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長
報告参照

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第
四三号）（先議）

五九、三、二一 内閣提出

四、二〇 参可決

七、一二 衆修正
七、一三 参同意

要旨

本法律案の主な内容は、最近における農業及び化学肥料
工業をめぐる諸情勢にかんがみ、肥料の価格安定を図るた
め、肥料価格安定等臨時措置法が廃止するものとされてい
る期限を昭和六十四年六月三十日まで五ヵ年延長すること
とし、あわせて題名を「肥料価格安定臨時措置法」に改め
るとともに、日本硫安輸出株式会社の解散に伴う同株式会
社に係る規定の整理等を行うとするものである。

衆修正要旨

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整理等に関する法律が本年七月一日施行され、農林
水産省設置法及び通商産業省設置法が改正されたことに伴
い、本案中「肥料価格安定等臨時措置法」を「肥料価格安
定臨時措置法」に改める規定の適用条項につき所要の整理
を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会にお
ける審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業及び化学肥料工業をめぐ
る厳しい状況にかんがみ、本法が廃止するものとされてい
る期限を五ヵ年延長して、昭和六十四年六月三十日までと
し、あわせて法律の名称を肥料価格安定臨時措置法に改め
るとともに、日本硫安輸出株式会社の解散に伴い、失効ま
たは空文化している同株式会社に係る規定の整理等を行お
うとするものであります。

委員会におきましては、関係者五名を参考人として招き、
その意見を聴取するとともに、本法の延長理由とその果た

してきた役割、特定産業構造改善臨時措置法に基づく化学肥料工業における構造改善対策の実施経過とその見通し、構造改善による合理化メリットの農業者への均てん、肥料価格交渉の実態と生産コストの正確な把握、構造改善の推進に伴う雇用、地域経済及び中小企業に及ぼす影響、肥料輸出と内需の優先確保、輸送体系の変化に対応した流通改善対策、世界肥料需給の現状と見通し、肥料援助の促進、本法失効後における肥料価格安定対策の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員から本改正案に反対の旨の討論があり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、最上理事から、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会の各会派共同提案に係る「肥料価格の安定を図るため、特定肥料の価格取り決めに当たっては、化学肥料工業の構造改善による合理化メリットが今後とも適正に反映されるよう指導するとともに、農業及び化学肥料工業の健全

な発展に資するよう価格取り決め交渉の公正と実効を期すること。」など、六項目の附帯決議案が提案され、採決の結果、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

地力増進法案（閣法第四四号）（衆議院送付）

五九、三、二二 内閣提出

四、二七 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壤改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図ることを目的とする。

二、地力増進基本指針の策定

農林水産大臣は、農業者及びその組織する団体が地力の増進を図るための技術的な指針としての地力増進基本指針を定めなければならないこととする。その主要内容は、土壤の性質の基本的な改善目標、土壤の性質を改善するための資材の施用、耕うん整地など地力の増進に必要な営農に関する基本的な事項等である。

三、地力増進地域制度

(一) 地力増進地域の指定要件は、地域内の農地がおおむね不良農地から成り、かつ、その地域の農地の面積が一定以上であり、その不良農地について営農上の方法により地力を増進することが技術的、経済的に可能であることとする。

(二) 都道府県は、地力増進地域を指定したときは、その地域について地力の増進を図る上で必要な事項を明らかにするため対策調査を行うものとする。

(三) 都道府県知事は、対策調査の結果に基づき、地力増進対策指針を定めなければならないものとし、その主な内容は、当該地域に係る土壤の性質及び改善目標、地力の増進に必要な営農に関する事項等である。

四、土壤改良資材の品質表示の適正化に関する措置

農林水産大臣は、一定の土壤改良資材につき、原料、用途、施用方法等の品質に関し表示すべき事項及び表示に際して製造業者等が遵守すべき事項を定めることができることとし、表示の基準を遵守しない製造業者等に対しては、表示事項を表示すべきこと等を指示し、その指示に従わない者については、その旨を公表することができるものとする。

また、これらの措置によつて表示の基準が遵守されない場合には、更に強制力の強い命令を発動することができることとするほか、本法の施行に必要な限度での報告の徵収、立入検査について規定する。

五、その他

施行期日、耕土培養法の廃止等について規定する。

四、都道府県は、地力増進対策指針に即し、地域内の農業者等に対し、地力の増進を図るために必要な助言、指導等を行うとともに、必要に応じ土壤の性質の改善状況調査を行うものとする。

また、都道府県知事の行う勧告、立入調査について規定する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における土壤管理の実態、その他の農業情勢に対処して、地力の増進を図るため、地力増進基本指針の策定及び地力増進地域制度について定めるとともに、土壤改良資材についての品質表示制度を創設しようとすることのあります。

委員会におきましては、地力保全基本調査によって明らかとなつた地力低下の実情とその原因、畑作における連作障害への対応策、地力増進地域の指定要件、土壤改良資材の品質表示制度の運用方針、地力増進対策の実施状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、北理事から、各会派の共同提案による五項目にわたる附帯決議案が提案され、採決の結果、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）（衆議院送付）

五九、三、二一 内閣提出

七、一二 衆修正

七、一三 参可決

要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、恩給制度、国家公務員等共済組合制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁定年金の額の引上げ等による給付水準の引上等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、既裁定年金の額の引上げ

昭和五十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十八年度の国家公務員給与の上昇率、平均二・〇

パーセントを基準として、旧法組合員期間に係るものについては昭和五十九年三月分から、新法組合員期間に係るものについては同年四月分から引き上げる。

二、最低保障額の引上げ

退職年金等について、その最低保障額を昭和五十九年三月分から引き上げ、遺族年金については同年八月分から更に引き上げる。

三、標準給与の下限及び上限の引上げ

掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限を七万五千円から七万七千円に、上限を四十四万円から四十五万円にそれぞれ引き上げる。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和五十九年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定措

置を講ずるほか、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、年金財政の将来見通しと、財政基盤の強化、国の財政再建期間中の給付費補助減額分の扱い、年金一元化問題、年金額改定の内容との実施時期、恩給に準じた年金改定の是非等であります。その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、上野委員より、日本社会党を代表して、新法組合員期間に係る年金の額の改定実施時期を一ヶ月繰り上げ、三月から実施することを内容とする修正案が提出され、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を徴しましたところ、反対する旨の発言がありました。続いて原案並びに上野委員提出の修正案を議題とし、討論に入りましたところ、下田委員より、日本共産党を代表して、原案及び上野委員提出の修正案に対し反対する旨の発言があり、順次採決の結果、上野委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本改正案に対し、各会派共同提案による五項目の

附帯決議を全会一致で行いました。

以上、御報告いたします。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六四号)(衆議院送付)

の内容に、①農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進、
②①と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進、
③農業構造の改善を目的とする生活環境の整備に関する事項を新たに追加する。

また、必要な地域については、農業の振興とあわせて
林業の振興との関連について定める。

一、交換分合制度の拡充

農用地区域における林地等の農用地開発適地の開発及び農業振興地域整備計画で定められた生活環境施設等の用地を生み出すための交換分合制度を新たに設ける。

三、協定制度の新設

農業振興地域内の土地所有者等は、市町村長の認可を受けて、一定の農業用施設の用に供することを予定する土地の区域及び当該農業用施設の用に供しないことを予定する区域を定めることを内容とする協定を締結することができる」ととする。この協定については、協定事項に応じ、協定参加者の土地の承継人に対する協定の適用、協定の成立後における一定の範囲内の土地の土地所有者等の一方的意思表示による協定への参加等について定めな内容は次のとおりである。

一、農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の内容の整備拡充

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

また、農業用用排水施設等の受益者又は利用者は、当該農業用用排水施設等の適正な維持運営の方法等を定めた協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる」ととする。

四、その他

施行期日、経過措置等について規定する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農振法改正案は、農業構造の改善の促進に特に留意して、農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業振興地域整備基本方針等の内容の整備拡充、交換分合制度の拡充及び農業用施設の適切な配置等に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、土地改良法改正案は、土地改良事業の施行を通ずる農用地と非農用地の整序、農業用用排水の汚濁の防止による優良農用地の保全を図るため、換地制度における非農用地創出手法の改善、農業用排水路等の管理に関する土地

改良区の協議請求制度の拡充、農業集落排水施設整備事業の実施手続に関する規定を整備するとともに、土地改良事業の効率的な推進を図るため、一定の土地改良事業に係る同意徵集手続の簡素化等を行うほか、土地改良区の総代会設置要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては両法律案を一括して議題とし、六月二十八日には四名の参考人を招いて、その意見を聴取いたしました。

質疑の主な内容は、農業基本法制定以降における構造政策の展開過程とその評価、耕種農業における生産性向上の目標、優良農用地確保のための方策、農業従事者の就業安定化への取り組み方、協定制度創設の理由と今後の運用方針、第三次土地改良長期計画の全体像及び計画事業量の達成見通し、土地改良区の行う農業集落排水整備事業と地方自治体との関係、都道府県知事による裁定制度の具体的運用方針、換地制度の改正による非農用地生み出しの効果等についてでありますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して下田委員から両法律案に反対の旨の討論があり、

順次採決の結果、両法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、農振法改正案に対しましては、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会の各会派共同提案による七項目の附帯決議を多数をもって行いました。また土地改良法改正案に対しましては、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、参議院

の会の各会派共同提案による六項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告いたします。

土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）（衆議院送付）

五九、四、三 内閣提出

五、一七 衆可決

七、六 参可決

要旨

本法律案は、近年における農業、農村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農業部門と非農業部門との間の土地、水に関する円滑な利用調整を図ること等により、良好な農業生産環境を確保し、もつて農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、土地改良区の農業用用排水施設の適正な管理を確保するための措置

(一) 土地改良区は、農業用用排水施設の管理に関する市町村等との協議が調わなかつた場合等には、当該施設の管理方法及び管理費の分担について都道府県知事の裁定を求めることができることとする。

(二) 土地改良区が附帯事業として行う農業集落排水施設整備事業の実施手続を明確化する。

二、換地制度の改正

共同減歩の対象用地に、農業者の生活上又は農業経営上必要な施設で、農業構造の改善を図ることを目的とするものの用地を加えることとする。

また、一筆の一部不換地と同様の措置をとることがで

きるよう、事業参加者の申出又は同意による特別の減歩

方式を導入する。

三、土地改良事業の効率的推進を図るための事業実施手続

の改正

土地改良区が行う土地改良施設の更新事業であつて、その従前の機能の維持を図ることを目的とする等一定の要件に該当するものについては、同意の徵集を要しないこと等としている。

また、土地改良区が管理する土地改良施設の更新事業等について、国又は都道府県が行うべきことを申請することができる」とし、この場合にも施設の機能維持を目的とするものについては同意徵集手續の簡素化を図ることとする等の改正を行うこととする。

四、土地改良区の総代会設置要件の緩和

土地改良区が総代会を設置することができる要件を、組合員が「二〇〇人を超える場合」に引き下げる。

五、都道府県土地改良事業団体連合会の事業内容の充実

地方連合会の行う事業について、土地改良事業及び附帯事業に関する技術的な指導を行うことができる旨を明定する。

六、その他

施行期日、経過措置等について規定する。

委員長報告

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照